

制定された条例

宮古市子ども条例

令和2年12月24日条例第52号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第9条）

第3章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策（第10条—第18条）

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進（第19条—第23条）

附則

「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝である。

そして、その自然に抱かれ育つ子どももまたかけがえのない宝であり、未来への希望である。

全ての子どもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いである。

私たちは、日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づき子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定めるまちづくりを通じて、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども及び子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市、保護者等及び学校等の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し、若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しくは団体であって、子ども以外のものをいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所し、若しくは利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (6) 保護者等 保護者、市民等及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦しむことなく、安全で安心して生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重されること。
- (2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの多様性を尊重し、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。
- (3) 子どもが自らの発達段階に応じた学び又は遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。
- (4) 保護者が自信と生きがいを持って子どもと向き合い、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援されること。

第2章 責務

（市の責務）

第4条 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する総合的な施策を講ずるものとする。

2 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者等及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、家庭が子育てについての第一義的責任を有すること並びに子どもの心身の成長及び人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに健やかに過ごすことができるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身につけることができるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して健やかに育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策及び取組みに参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、及び生きる力を身につけることができるよう必要な支援に努めるものとする。

2 学校等は、その施設内におけるいじめ、体罰、虐待及び差別から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう必要な支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、子育てに関する理解を深め、雇用環境の整備並びに仕事及び生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

2 事業者は、子どもを雇用するときは、関係法令を遵守するとともに、地域社会の一員としての育成に努めるものとする。

(協力及び連携)

第 9 条 市、保護者等及び学校等（以下これらを「市等」という。）は、相互に協力し、かつ、連携して、子ども及び子育て家庭への支援に努めるものとする。

第 3 章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策
（安全で安心な環境づくりの推進）

第 10 条 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（相談支援体制の整備等）

第 11 条 市は、子どもに関する問題について、安心して相談することができる総合的な相談体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが安心して相談することができる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

（障害のある子ども等への支援）

第 12 条 市は、障害のある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長及び社会参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（いじめ及び体罰の防止等）

第 13 条 市は、保護者等及び学校等と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

（虐待の予防等）

第 14 条 市は、子どもへの虐待を予防し、並びに虐待を受けている子ども及びそのおそれがある子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

（不登校の子ども及びひきこもりの子どもへの支援）

第 15 条 市は、保護者等及び学校等と連携し、不登校の子ども及びひきこもりの子どもを支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（経済的に困難な家庭の子どもへの支援）

第 16 条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育った子どもが健やかに成長できる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第 17 条 市は、第 10 条から前条までに定めるもののほか、全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(子育て家庭等への支援)

第 18 条 市は、保護者等及び学校等と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が安心して子どもを育てることができる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民の妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 子どもを大切にすまちづくりの推進

(情報の提供)

第 19 条 市等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策等について、子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。

(社会参加の促進等)

第 20 条 市等は、子どもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、社会に参加する機会を設けるとともに、その考え及び意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(体験の充実及び居場所の設置)

第 21 条 市等は、子どもの発達の段階又は状況に応じた多様な遊び及び体験のできる機会の提供及び充実に努めるものとする。

2 市等は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動し、及び文化に触れるために必要な場所を設けるよう努めるものとする。

(環境の保護)

第 22 条 市等は、豊かで美しい自然環境が子どもの成長及び発達に大切であることを認識し、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第 23 条 市等は、全ての市民が子どもの権利並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。